# お知らせ











## 政策企画課より

# 「行政改革推進委員会」の委員を募集します

町では、第3次行政改革大綱を策定中であります。この大綱等に対する意見をいただきたく、行政改 革推進委員会の委員を募集します。

- ●役 割 行政改革に関する取り組みについ ての協議や検討など
- ●応募資格(次の要件を満たしている行政改 革に関心のある人)
- ・7月1日時点において、本町に1年以上在 住する満 20 歳以上の人
- ・錦江町の他の付属機関の委員に選任されて いない人
- ・議員又は錦江町の職員(非常勤職員を含む) でない人
- ●任期2年間

- ●募集人員 5人以内
- ●応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、政策企画課まで 郵送、FAXまたは直接持参してください。 ※申込書は、政策企画課または支所住民生活課 に備え付けてあるほか、町ホームページからも ダウンロードできます。

- ●応募期限 8月17日(金)必着
- ●詳細は、申込書に記載の募集要項をご覧くだ さい。

## お問い合わせ先

(本庁) 政策企画チーム ☎ 0994-22-3032

# 空き家バンクに登録しませんか?

町内には利用可能な空き家が数多く存在しています。このまま放置するよりも空き家バンクに登録して、希 望される方々に貸し出して空き家を有効活用しませんか?



# 今回空き家バンク登録推進のために 助成制度を新設しました!

#### 特典1:固定資産税相当額を助成します!

空き家バンクに登録していただく家屋と宅地にか かる固定資産税相当額を助成します。(上限5万円)

## 特典2:庭木の剪定や除草、家屋の清掃等の費用 を助成します!

町内業者に剪定や除草作業等を委託する場合、 その費用の80%を助成します! (上限5万円)

※依頼先は町内事業者に限ります。 個人への依頼は補助の対象になりません。

※当補助金を利用した場合は空き家バンクに最低5年間 登録することが条件です。

※空き家バンクに登録できる「空き家」は、合併浄 化槽または農業集落排水に接続されており、普通自 動車が駐車できるスペースを有することが条件です。



、空き家をリフォームする場合の補助金も 見直しました。是非ご活用ください。

#### ●空き家リフォーム補助金の補助率が50%に!

(旧)補助対象経費の20%(限度額30万円)



(新)補助対象経費の50%(限度額60万円)

### ●家財撤去費用を全額助成します!(上限あり)

(旧) 5万円以上の経費に対して 20% (上限 10 万円)



(新) 5千円以上の経費に対して 10 万円を上 限に全額助成します

#### ●補助条件を緩和します!

今までは、賃貸契約の成立が補助要件でしたが、 今回から契約相手がいなくても補助の対象になり

(お問い合わせ先)

(本庁) 政策企画チーム ☎ 0994-22-3032